

2019

西いぶり広域連合議会会議録

第1回定例会

平成31年2月20日開会

平成31年2月20日閉会

西いぶり広域連合議会

平成31年第1回西いぶり広域連合議会定例会審議日程

(会期1日間)

月 日	曜	会議区分	会議時間	会議内容
2.20	水	本会議	14:00~15:24	開会、会期の決定、議案の説明、質疑、議案の議決、一般質問、閉会

平成31年第1回西いぶり広域連合議会定例会議決結果表

会期 平成31年2月20日（水）（1日）

番 号	件 名	提 出 年 月 日	付託委員会 付託年月日	議 決 結 果
				議決年月日
議案第 1 号	平成30年度西いぶり広域連合一般会計 補正予算（第3号）	31. 2. 20		原 案 可 決
				31. 2. 20
議案第 2 号	平成31年度西いぶり広域連合一般会計 予算	31. 2. 20		原 案 可 決
				31. 2. 20
議案第 3 号	公の施設に係る指定管理者の指定の件	31. 2. 20		原 案 可 決
				31. 2. 20
その他会議に 付した事件	会期の決定			決 定
				31. 2. 20

目 次

第1号（平成31年2月20日）

議事日程	1
会議に付した事件	1
出席議員	1
説明員	1
事務局出席職員	1
開会宣告	1
諸般の報告	1
○佐賀議会議務局長	2
日程第1 会議録署名議員の指名（大西 智議員、森 太郎議員）	2
日程第2 会期の決定（2月20日 1日）	2
日程第3 議案第1号～議案第3号（議案説明）	2
○青山広域連合長	2
○小泉事務管理者	3
○羽立 秀光議員	5
○佐藤事務局長	5
○羽立 秀光議員	6
○佐藤事務局長	6
○羽立 秀光議員	6
○佐藤事務局長	6
○小久保 重孝議員	7
○佐久間共同電算室主幹	7
○佐藤事務局長	7
○小久保 重孝議員	8
○佐久間共同電算室主幹	8
○佐藤事務局長	9
○小久保 重孝議員	9
○佐藤事務局長	9
○小久保 重孝議員	9
○佐藤事務局長	9
○小久保 重孝議員	10
○佐藤事務局長	10
○小久保 重孝議員	10
○佐藤事務局長	10
日程第4 一般質問	11
○小久保 重孝議員	11

○佐藤事務局長	1 2
○小久保 重孝議員	1 3
○佐藤事務局長	1 3
○小久保 重孝議員	1 3
○青山広域連合長	1 3
○小久保 重孝議員	1 4
○佐藤事務局長	1 4
○小久保 重孝議員	1 4
○佐藤事務局長	1 4
○小久保 重孝議員	1 5
○佐藤事務局長	1 5
○小久保 重孝議員	1 5
○佐藤事務局長	1 5
○小久保 重孝議員	1 5
○佐藤事務局長	1 6
○小久保 重孝議員	1 6
○佐藤事務局長	1 6
○小久保 重孝議員	1 6
○佐藤事務局長	1 6
○小久保 重孝議員	1 6
○佐藤事務局長	1 6
○小久保 重孝議員	1 7
○小泉事務管理者	1 7
○小久保 重孝議員	1 7
○佐藤事務局長	1 8
○小久保 重孝議員	1 8
○佐藤事務局長	1 8
○小久保 重孝議員	1 9
○佐藤事務局長	1 9
○小久保 重孝議員	1 9
○佐藤事務局長	1 9
閉会宣告	2 0

平成31年2月20日（水曜日）

第 1 号

平成31年 第1回定例会

西いぶり広域連合議会会議録 第1号

平成31年2月20日(水曜日)

午後 2時00分 開会

午後 3時24分 閉会

○議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 議案第1号～議案第3号
日程第4 一般質問

○会議に付した事件

- 1 諸般の報告
2 日程第1
3 日程第2
4 日程第3
5 委員会付託省略
6 日程第4

○出席議員(15名)

議長	15番	金濱元一
副議長	14番	篠原一寿
	1番	大西智
	2番	五十嵐篤雄
	3番	森太郎
	4番	佐藤恣
	5番	山田秀人
	6番	大高一敏
	7番	小田中稔
	8番	柏木隆寿
	9番	羽立秀光
	10番	辻弘之
	11番	二瓶秀幸
	12番	小久保重孝
	13番	国本一夫

○説明員

広域連合長	青山剛
副広域連合長	小笠原春一
副広域連合長	菊谷秀吉
副広域連合長	村井洋一
副広域連合長	佐藤秀敏
事務管理者	小泉賢一
代表監査委員	松岡喜代孝
事務局長	佐藤学
総務課長	田所和久
総務課主幹	藤谷大生
総務課主幹	齋藤昌志
共同電算室主幹	佐久間樹

○事務局出席職員

事務局長	佐賀孝志
議事課長	岩間光城
議事係長	丸尾栄基
書記	佐藤俊文
書記	金沢恒輝

午後 2時00分 開会

○議長(金濱元一) ただいまから、平成31年第1回西いぶり広域連合議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告をさせます。

佐賀事務局長

○**議会事務局長(佐賀 孝志)** 御報告申し上げます。

今回提案されております案件は、広域連合長提案にかかわるもの3件でございます。

次に、地方自治法の規定に基づき、監査委員からお手元に配付のとおり報告がございました。

次に、議案説明のため、広域連合長ほか関係役職員の出席を求めています。

以上でございます。

諸 般 の 報 告

- 1 地方自治法第199条第9項の規定に基づき、監査委員から報告のあった事件
定期監査結果報告について
 - 2 地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、監査委員から提出のあった事件
例月現金出納検査結果報告について
(一般会計 平成30年10月分～11月分)
- 上記のとおり報告します。

平成31年2月20日

西いぶり広域連合議会
議長 金 濱 元 一

○**議長(金濱 元一)** 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、大西 智議員並びに森 太郎議員を指名いたします。

○**議長(金濱 元一)** 次は、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は本日1日とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○**議長(金濱 元一)** 異議なしと認めますので、会期は1日と決定いたしました。

○**議長(金濱 元一)** 次は、日程第3 議案第1号平成30年度西いぶり広域連合一般会計補正予算(第3号)外2件を一括議題といたします。

議案第1号 平成30年度西いぶり広域連合一般会計補正予算(第3号)

議案第2号 平成31年度西いぶり広域連合一般会計予算

議案第3号 公の施設に係る指定管理者の指定の件

○**議長(金濱 元一)** 広域連合長から、提出議案の大綱について説明のため、発言を求められておりますので、これを許します。

青山広域連合長

○**広域連合長(青山 剛)**(登壇) 平成31年第1回西いぶり広域連合議会定例会の開会に当たりまして、提出議案の大綱について御説明を申し上げ、御理解と御協力を賜りたいと存じます。

昨年9月6日に発生いたしました胆振東部地震では、北海道も巨大地震の例外ではないことを改めて認識するとともに、直後に発生いたしました電力のブラックアウトでは、幸いにしてメルタワーは損傷もなく自立運転を継続することができましたが、災害に強い施設であることの重要性を強く感じた次第であります。

今年度は施設整備基本計画や災害廃棄物処理計画の策定を行っておりますが、大規模災害はどこか無関係の地域における出来事ではなく、いどこで起きてもおかしくない事態として、施設の整備に当たっては十分な考慮が必要であると考えております。

さて、広域連合の各事務の取り組みにつきましては、廃棄物処理事務ではごみ焼却施設におきまして、建てかえに向け、適宜住民の皆様に必要な情報提供と協議を行っていくとともに、

事業者の選定に向けた事務や現施設にかかわる事務について関係市町と緊密に連携をしながら順次進めてまいります。

メルトタワーが性能保証事項を満たした運転をするために必要な追加の修補費用をめぐるプラントメーカーとの損害賠償請求訴訟は、昨年12月13日に一審判決が言い渡され、平成15年度の稼働開始以来メルトタワーが性能保証事項を満たさない状態であることが認められましたが、プラントメーカーが運営会社に対し16億5,000万円余りを支払ったことで契約上の責任限度に達したとして、プラントメーカーの負担を免じた点において、広域連合の主張が認められず大変遺憾な結果と考えております。このため、関係市町長や議会の皆様との協議を経て、昨年12月25日付で控訴状を東京高等裁判所に提出しております。控訴審におきましては地域住民の負担軽減や生活環境の安定などを念頭に、的確な対応をしてまいります。

共同電算事務では、来年1月でサポート期限を迎える基本ソフトウェアへの対応を図り、情報セキュリティの確保に努めるとともに各種制度改正への対応を進めてまいります。また、稼働開始後10年以上が経過し、経年劣化した設備について適時に修繕を行うなど、各市町の事務に支障を来すことがないように共同電算システムの安定稼働に努めてまいります。

次に、ただいま議題となりました議案3件についてであります。補正予算は中間処理施設整備に係る業務委託料の減額措置のほか、共同電算事務及び廃棄物処理事務に係る各種業務委託などに伴う債務負担行為の設定であります。

平成31年度当初予算は総額20億5,552万円で、編成に当たりましては各市町の負担金軽減に向けた内部管理経費の圧縮や、廃棄物処理関係ではごみ量の適切な推計や施設の安定稼働、共同電算事務では制度改正への的確な対応や効率的な運営などを念頭に行ったところで

あります。

公の施設に係る指定管理者の指定の件は、西いぶり広域連合リサイクルプラザ及び西いぶり広域連合げんき館ペトトルの2つの施設の指定管理者を指定しようとするものであります。

以上が議案の大綱であります。案件につきましては事務管理者より説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

○議長（金濱 元一） 小泉事務管理者

○事務管理者（小泉 賢一） 各案件につきまして順次御説明を申し上げます。

初めに、議案第1号平成30年度西いぶり広域連合一般会計補正予算（第3号）についてでございます。

このたびの補正は、中間処理施設整備にかかわる基本計画策定及び生活環境影響調査業務委託などの減額措置のほか、平成31年度当初から実施をいたします業務委託などについて債務負担行為を設定するものでございます。

第1条では、歳入歳出それぞれ7,383万1,000円を減額し、予算総額を22億3,980万6,000円とするものでございます。

補正の内容でございますが、6ページの歳出をごらんいただきたいと存じます。

第4款ごみ処理費では、平成30年度から平成31年度にかけて実施する中間処理施設整備基本計画策定及び生活環境影響調査業務委託において、平成30年度の生活環境影響調査期間の短縮により5,074万1,000円、また地質調査業務委託及び測量業務委託において業務の実施を翌年度に変更したことにより、地質調査業務委託で1,738万円、測量業務委託で571万円をそれぞれ減額措置してございます。

次に、4ページ下段の歳入をごらんいただきたいと存じます。

いずれも歳出で御説明申し上げました措置に伴うもので、第1款分担金及び負担金は廃棄物処理にかかわる構成市町からの負担金、第3款

国庫支出金は循環型社会形成推進交付金をそれぞれ減額してございます。

1ページにお戻りいただきたいと存じます。

第2条債務負担行為の補正は2ページの第2表にございますが、平成31年度当初から実施をいたします、共同電算システム等保守業務委託で8,280万円、コンビニ交付システム保守業務委託では平成31年度～平成35年度の限度額として3,530万円、中間処理施設整備事業者選定支援業務委託では、平成31年度～平成32年度の限度額として5,200万円、中間処理施設整備技術支援業務委託では、平成31年度～平成32年度の限度額として690万円、指定管理者による管理運営となりますリサイクルプラザ及びげんき館ペトトル管理費用では、平成31年度～平成35年度の限度額として5億320万円をそれぞれ設定するものでございます。

次に、議案第2号平成31年度西いぶり広域連合一般会計予算でございます。

平成31年度西いぶり広域連合一般会計予算及び予算説明書の1ページをごらんいただきたいと存じます。

第1条では、歳入歳出予算の総額を20億5,552万円とし、第2条債務負担行為の限度額などの所要事項につきまして、4ページの第2表によるものとし、第3条一時借入金では、借り入れの最高額を1億円と定めるものでございます。

それでは、予算の主な内容につきまして歳出から御説明申し上げますので、12ページをお開きいただきたいと存じます。

第1款議会費では、議員報酬や委員会調査旅費など議会運営に要する経費276万2,000円を計上してございます。

次に、第2款総務費は237万1,000円の計上でございまして、一般管理費では広報西いぶり発行経費や車両維持管理経費などを計上し

てございます。

次に、14ページ第3款情報処理費では、西いぶりデータセンター運営管理経費や共同電算システム運用経費など、5億60万円を計上してございます。

次に、16ページ第4款ごみ処理費は、13億5,826万3,000円を計上してございまして、下段になりますが、第1項ごみ処理費の中間処理施設運営費では、施設運転保守管理業務委託料や西胆振環境株式会社特例委託費など、11億4,009万5,000円を計上してございます。

また、18ページ上段になりますが、最終処分場運営費では管理業務等委託料など、4,801万9,000円の計上、リサイクルプラザ運営費では管理業務等委託料など、6,263万5,000円を計上してございます。

第2項施設建設費では、中間処理施設整備にかかわる基本計画策定及び生活環境影響調査業務委託料や、20ページになりますが、事業者選定支援業務委託料など、1億213万9,000円を計上してございます。

次に、第5款土木費では、余熱利用施設等運営費として管理業務等委託料など、4,650万3,000円を計上してございます。

次に、第6款災害復旧費は前年度と同額の100万円を計上、第7款公債費では、データセンターや都市公園整備にかかわる地方債の元利償還金など、合わせて5,013万8,000円を計上してございます。

次に、22ページ第8款職員費では、一般職の給与費や派遣職員の給与費負担金など、9,188万3,000円を計上してございます。なお、この職員費に関連いたしまして、24ページ以降に給与費明細書を掲載してございます。

次に、第9款予備費は前年度と同額の200万円を計上してございます。

以上で歳出を終えまして、次に歳入について

御説明を申し上げます。

8ページにお戻りいただきたいと存じます。

第1款分担金及び負担金は18億1,205万2,000円の計上で、市町別につきましては説明欄に記載のとおりとなっております。

第2款使用料及び手数料では、ごみ処分手数料など1億3,281万円を計上、第3款国庫支出金では、歳出の中間処理施設建設費に対応し1,362万円を計上、第4款財産収入では、10ページになりますが、空き缶、ペットボトルの売り払い収入など、3,995万1,000円を計上、第6款諸収入では、廃棄物処理施設運営に伴う溶融飛灰等処分費収入など、5,708万6,000円を計上してございます。

以上が歳入歳出の概要でございますが、このほかの説明資料といたしまして、34ページに歳出予算額の款別及び節別予算調書、36ページに地方債の状況調書、38ページに職員費の目的別予算調書と歳出予算性質別前年度比較表を掲載してございますので、御参照いただきたいと存じます。

以上で予算関係の説明を終わらせていただき、次に、議案第3号公の施設に係る指定管理者の指定の件についてでございます。

本件は、西いぶり広域連合リサイクルプラザ及び西いぶり広域連合げんき館ペットボトルの2つの施設の管理を行わせる指定管理者につきまして、管理業務の効率的な執行を図るため、西いぶり広域連合リサイクルプラザ・げんき館ペットボトル指定管理者共同事業体を指定しようとするものでございます。なお、指定の期間は平成31年4月1日～平成36年3月31日とするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(金濱 元一) 質疑を行います。

初めに、議案第1号平成30年度西いぶり広

域連合一般会計補正予算(第3号)について質疑を行います。

質疑はありませんか。

羽立 秀光議員

○9番(羽立 秀光) それでは、私から平成31年第1回定例会議案1号についての質問をいたします。

日ごろより西いぶり構成市町や関係者の皆様は大変御苦勞されておるところであります。新ごみ施設は西胆振地域全体の問題でありますので、今後しっかりと検討してほしいと思っております。そのような点から質問させていただきます。

それでは、平成30年度の債務負担行為の補正の中に、事業者選定支援業務委託として5,200万円以内及び技術支援委託料として690万円以内が、2年間の期間で設定されております。これらの主な内容についてお伺いいたします。また、作業スケジュールについてもあわせてお伺いいたしますので、よろしく願います。

○議長(金濱 元一) 佐藤事務局長

○事務局長(佐藤 学) 事業者選定支援業務の委託及び技術支援委託の主な作業内容と作業スケジュールについてでございますけれども、初めに、事業者選定支援業務委託については現在作成しています基本計画をもとに、事業者募集書類の作成から事業者選定までの業務に対しての資料作成やアドバイザーを想定しているところでございます。主な内容としましては発注仕様書や事業費、要求水準書などの新施設の発注に必要な書類の策定のほか、応募書類や評価基準、契約書案などの、入札から評価、選定、契約までの支援業務となっております。

次に、技術支援業務委託については、コンサルタントが行う業務に対して、全国都市清掃会議などの専門的な知識や経験を持つ中立的な組織から技術的な審査や助言をもらうなど、適切

にごみ処理施設の発注や建設などが行えるように支援してもらう業務となっております。

作業スケジュールについては、平成31年度前半でメーカーアンケートからの見積もり徴収や事業費の設定を行いながら、応募に必要な発注仕様書などの作成を考えております。平成31年度の後半から平成32年度で、事業者の選定や契約書の作成等を行う予定でございます。

以上でございます。

○議長(金濱 元一) 羽立 秀光議員

○9番(羽立 秀光) それでは、今答弁がありましたけれども、私は一般の常任委員会においても、新施設の中間報告があり、構成市町の協議により、まとめた施設規模の決定の考え方が示されたところであります。現在の1日当たり210トンから、約75%となる157トンとの報告を受けたところであります。私は以前から施設の規模は小さくすることが重要だとお話をしたところであります。

平成31年度からは事業者選定支援委託の中で発注仕様書や要求水準書などの詳細な事項の策定作業に入るわけでありますが、最終的には施設の規模の決定はいつごろになるのかお伺いいたします。

また、メーカーアンケートなどから事業費の算出を行う考えとお聞きしておりましたが、建設金額の縮減にも努める必要があると考えておりますので、考え方についてお伺いしたいと思っております。

○議長(金濱 元一) 佐藤事務局長

○事務局長(佐藤 学) 最終的な施設規模の決定時期でございますけれども、中間報告では平成29年度までのごみ処理量の実績をもとに算定したところでございますが、ごみ処理量は年々減少傾向にあることや、人口減少も想定されることもございますことから、事業者選定支援業務委託の中で最新のごみ処理量の実績や、人口などを反映させた上で最終的な施設規模を

決定してまいりたいと考えております。

次に、事業費についてでございますけれども、基本計画の中でも既存煙突の再活用や、売電などの余熱活用の考え方など、建設コストや運営費の削減の検討を進めているというところでございます。事業費の算出については、事業者選定支援業務委託の中でメーカーアンケートによる参考見積もり徴収のほか、近年の類似施設の建設費の実績調査や、落札率の調査などを考慮しながら算出する考えでございますけれども、技術支援委託でも専門的な知識や経験からの助言を伺いながら、さらなるコスト削減も検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(金濱 元一) 羽立 秀光議員

○9番(羽立 秀光) その費用の縮減についてはわかりました。専門家などの意見を聞きながら費用の縮減に努めてもらいたいと思っております。

施設の発注方式についてはDBO方式で進める報告がありましたが、委託の中では応募書類や評価基準、契約書から入札や選定などの、契約までの支援業務からメーカー決定まで続く長期にわたる作業となりますので、現施設での経験をしっかりと踏まえ、今後対応していただきたいと考えております。

現在のDBO方式の実績などあわせて考え方についてお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長(金濱 元一) 佐藤事務局長

○事務局長(佐藤 学) DBO方式での発注については、設計、建設から運営維持管理までを一括して発注するというところで、事業全体の効率化や事業費の削減が期待できることなどから決定したところでございます。過去10年の熱回収施設がある100トン以上の発注方式では、66件の実績があり約67%となっており、ごみ処理施設の発注においては実績のある方式と認識しております。現施設もDBO方式での契約でございますが、契約から約20年たって

いることもございまして、当時と現在の社会情勢や、ごみ処理施設の建設や運営に対する考え方など、変化している部分もあると想定されますことから、運営実績や稼働実績に加え、これまでの経験や課題も含めた検証を行いながら発注資料の作成をしていく考えでございまして。

また、新施設では新たに技術支援委託として、全国都市清掃会議などの技術指導をいただきながら進める考えでございまして、近年も数多くのDBO方式での技術指導を行っているということから、近年の発注状況や仕様書の考え方など情報収集を行いながら、助言等もいただきながら、今後発注仕様書や契約書などの作成に反映させていく考えでございまして。

以上でございます。

○議長(金濱 元一) 小久保 重孝議員

○12番(小久保 重孝) 私からも2点ほど、同じ8ページ、9ページですね、債務負担行為にかかわる部分です。

1点目はコンビニ交付システム保守業務委託がございまして、5年間で3,530万ということになりまして、1カ年当たり700万円ということになりますが、以前たしかいただいてた、いわゆるランニングの見込みというのがたしか450万ぐらいだったなというふうに思っております。その辺の中身について、もう少し御説明をいただきたいなということです。

もう一つは、今室蘭の議員さんからもお話のあった中間処理施設の整備事業の事業者選定支援業務委託の関係です。あわせてその下の技術支援の業務委託もそうであります。

これにつきましては新年度の予算にも計上されていて、総額8,000万ぐらいになるのかなと、大変多額の費用がかかるわけでありまして。この多額の費用についてこれだけかかるんだらうなと思いつつ、市民感覚からいくと非常に高いなという感じがしてございまして、今の施設をつくっていたその当時に比べたら、さまざま

な事例もあることを考えれば多額の費用をかけずに策定することというのはできないのかという点をですね、見解をちょっとお伺いしておきたいなと思っております。よろしく申し上げます。

○議長(金濱 元一) 佐久間共同電算室主幹

○共同電算室主幹(佐久間 樹) 債務負担設定のコンビニ交付システム業務委託の中身ということでございますけれども、今回導入しますコンビニ交付システムにつきましては、ネットワークを介しましてシステムを利用すると、いわゆるクラウド型と言われるもので導入をいたします。この仕組みにいたしますと、これまでの自庁、庁内に設置してのシステムと違いまして機器類というものがほぼ導入する必要がなくなるということもございまして、そのかわり更新も含めた保守費という形になってきてございます。その結果としまして、想定をしておりました年間451万3,000円、これに対しまして253万8,000円高く、年間当たり705万1,000円となったものでございます。

以上でございます。

○議長(金濱 元一) 佐藤事務局長

○事務局長(佐藤 学) 続きまして、前回の費用と作業項目の比較、または多額の費用をかけずに策定するという点についてでございますけれども、初めに、前回の費用と作業項目の比較ということでございまして、前回の業務委託は現在行っております新施設の基本計画と、今後行う予定でございまして事業者選定支援業務委託の内容に相当するもので、3つの業務委託で行われていたというところでございます。

金額面の比較については前回は3つの業務委託で約9,860万円ほど、今回は約7,982万となっており、金額面で見ますと今回のほうが低くなっているという状況でございます。

次に、多額の費用をかけずに策定するという点につきましては、現施設の経験を踏まえま

すと炉の安定性や信頼性、受注者の責任の明確化など、課題を解消していく必要があるということを考えていますので、今回は従来の事業者選定業務委託のほか、全国都市清掃会議等による技術支援も受けながら事業者選定を進めていく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長(金濱 元一) 小久保 重孝議員

○12番(小久保 重孝) わかりました。コンビニ交付については、クラウド式にしたということの中で250万上がってしまったということですね、ただ、たしか事前の説明でも初期費用、インシャルの部分が少なくなったということで、今機材を持たなくていいというところのメリットもおっしゃってたので、それが5年を経過する中で経費的に事前の見積もりというか、想定と、今回の執行金額は5年たったときにじゃあどちらがよかったのか、金額的には安かったのか高かったのか、その辺もちょっと改めて御説明いただきたいなと思います。

それから、中間処理施設の関係ですが、前回は約9,860万というような今答弁でございました。今回は7,900万ということでございます。私たちはそれこそ今回の性能保証をめぐる裁判を経験する中で、選定というのがやっぱり非常に大事だなということを痛感させられているわけでありまして。そうしますとコンサルを信用するしかないんですが、コンサルが選定していく中で、もう少し私たちというか行政側が判断することになるわけですが、その辺についてしっかりとした知見がちゃんとあって、その後、市民から説明を求められてもしっかりとした答えができればいいなというふうに思っていて、そういう点では前回と今回、どんな違いがあるのかなという点をちょっとお伺いをしておきたいんです。

前回は恐らく非常に多額の事業費だったので、それに向けてはしっかりとした提案があつてそ

れを選んだということでしょうけれども、でもこうして見るとやっぱりそれも本当に大丈夫だったんだろうかということもちょっと疑わざるを得ないわけでありまして、今回はさまざまな他の自治体の事例もたくさんあるわけですから、そんな間違いを、同じ轍は踏まないというふうに思ってますが、改めて前回との違いをお伺いしておきたいなと思います。いかがですか。

○議長(金濱 元一) 佐久間共同電算室主幹

○共同電算室主幹(佐久間 樹) コンビニ交付の保守費も含め、5年間での経費との比較ということでございます。

今年度予算としまして、整備費全体としましては7,190万9,000円という予算に対しまして、コンビニ交付導入に係る契約額といたしましては5,589万8,000円となつてございます。1,601万1,000円の減となつてございます。

一方、保守費につきましては年間、想定としては451万3,000円の見込みでしたけれども、705万1,000円となり、年間当たり253万8,000円の増、5年ベースで考えますと1,269万円の増となりますが、整備費と合わせますと332万1,000円の減というふうになってございます。

また、自庁設置型でございますけれども、この場合5年～6年程度でシステムの更新というものが必要となつてございますので、クラウド型は対しまして更新費用というのは発生しませんので、その分も考えますと安価に利用できるというふうに考えてございます。さらに、コンビニ交付システムにつきましては、12月の29日～1月の3日を除く、毎日朝の6時半～夜11時の長時間にわたるサービス提供ということもあり、その管理運用に係る職員負荷がないということも効果が大きいものと考えてございます。

以上でございます。

○議長(金濱 元一) 佐藤事務局長

○事務局長(佐藤 学) 続きまして、前回と違う点はどういうところになるかということでございますけれども、コンサルが行う事業者選定における事業者選定支援業務委託に関しましては、基本的な考え方や検討方法など内容に大きく変わりはないと考えておりますが、実際に施設整備の事例に多くかかわっている全国都市清掃会議等からの技術支援の委託を予定しており、いろんな場面で専門的な知見をいただきながら、他のよい事例等も取り込む考えでございます。

以上でございます。

○議長(金濱 元一) 小久保 重孝議員

○12番(小久保 重孝) まず、コンビニ交付の関係は今お話があったように、332万円は減額になったということで評価いたします。5年ごとなのでまたその次はちょっとわかりませんが、ただ機器の更新がないという点は確かにクラウドのほうがよかったんだなということを感じました。いずれにしても多額の費用であることには変わりはないので、できれば安くなってほしいなというふうには思いますが、とりあえずこれはこれで了解です。

もう1点、中間処理施設の事業者選定の関係は今お話があった点、わかりました。その全都清ですか、の支援をいただきながらということなので、前回よりももうちょっと知見があって、その中で選定がなされるのかなということで期待をしています。

あともう1点はこれについてはランニングコストの低減をですね、その選定の中にちゃんと仕様として入っているのかどうかであります。電気代がかからないようにしようじゃないとかですね、私たち議会は視察なども行ってその費用のかからない施設というものを見てまいりました。それを考えると、それもやっぱり大きなテーマだなというふうに思っておりますから、

その辺もしっかりと御提案をいただきたいなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長(金濱 元一) 佐藤事務局長

○事務局長(佐藤 学) ランニングコストの低減等の考え方ということでございますけれども、ランニングコストの低減については現在余熱活用の主流でございます電力活用のため、発電量をふやすことが大きな課題と考えておまして、可能な限り新施設の中や関連施設で電力を活用した後に、どれだけ売電量を確保できるかということ策定中の基本計画の中で検討しているという考えでございます。

また、今後公募の条件に電力の施設内の有効活用や余剰電力の効果的な売却など、ランニングコストの低減のための提案を含めることなど検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(金濱 元一) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(金濱 元一) ないようですので、以上で議案第1号の質疑を終了いたします。

次に、議案第2号平成31年度西いぶり広域連合一般会計予算について質疑を行います。

質疑はありませんか。

小久保 重孝議員

○12番(小久保 重孝) まず、歳出の18ページ、19ページ、最終処分場の運営費の関係です。

最終処分場の運営費、昨年度よりは減額になってるんですが、たしか事前の説明で確認をしたところでは管理業務等の委託料が2,974万になってますが、224万ぐらい増額ということで聞いております。この辺についてその中身はどんなことで増額になったのか、お聞かせをいただきたいと思えます。

○議長(金濱 元一) 佐藤事務局長

○事務局長(佐藤 学) 最終処分場の業務委

託等がふえた要因でございますけれども、現契約は3年契約で今年度が最終年度であるため、契約更新のための委託業務の見直しを行いながら、次年度以降におきましての近年増加しております倒木や流木をリサイクルするための管理業務や、仮置きしておりますスラグ等の管理業務を契約上の業務としまして位置づけるなどしまして、委託内容と費用の適正化を図ったことなどによるものでございます。

以上でございます。

○議長(金濱 元一) 小久保 重孝議員

○12番(小久保 重孝) わかりました。そうすると委託内容とその費用の適正化を図ったということでしたが、これまで事業者側の負担はどう整理されてきたのかという点もあわせてお聞かせをいただきたいと思えます。事業者側がその辺我慢してきたのかどうかという点なんです。

あと1点、総括なので歳入のほうの使用料とか財産収入、また諸収入が減額になっています。歳入の減に関しても見解をお伺いしておきたいと思えます。お願いいたします。

○議長(金濱 元一) 佐藤事務局長

○事務局長(佐藤 学) 初めに、最終処分の事業者負担についてでございますが、現委託期間の見直しの必要がなかったかということの質問でございますけれども、受託事業者とは常日ごろからコミュニケーションをとっておりまして、例えば流木、倒木につきましては過去2カ年度の試験的なリサイクルの実績をもとに、今回の契約の更新に向けた協議の中で出てきたものでございまして、広域連合、事業者ともに今回の契約更改での見直しが適当と認識し、業務として位置づけたものでございます。

続きまして、使用料・手数料についてでございますが、使用料・手数料は主にごみ処理分の手数料で、直近までの実績をもとにごみ搬入見込み量を算定してございますが、平成31年度

分につきましては前年度に比べ955トンの減として見込んでいるため、ごみ量の減量にあわせてごみ処分手数料も減となったところでございます。

財産収入では空き缶売払収入で前年度予算対比で813万円の減。一方、ペットボトルの売払収入では270万8,000円の増として見込んでおり、主にアルミ缶売払収入で直近までの実績をもとに売払単価を前年度予算に比べ1万円の減、売却量は42.66トンの減としたところでございます。

諸収入ではごみ量の減に伴い、ごみ処理により発生する脱塩残渣の処分費である溶融飛灰等の処分費収入を42万7,000円の減と見込んだことによる減でございます。

以上でございます。

○議長(金濱 元一) 小久保 重孝議員

○12番(小久保 重孝) わかりました。あと今ちょっと御説明ありましたが、ペットボトルの売払収入に関しては昨年の予算ベースのときに比べて増額になっていて、これについては以前に循環型社会の形成推進への考え方というものをご考へてののかという指摘をさせていただいております。中国への売り払いができなくなって、その後昨年なんかは非常にこの10分の1ぐらいのたしか予算計上で、結果的には何とかもう少し大きな数字になったんですけども、それと今回は292万ということの数字を見込んでいる理由、さらには循環型社会形成という点でのその押さええというか、内部でのその考え方っていうのはどう整理されているのか、お伺いしておきたいと思えます。

○議長(金濱 元一) 佐藤事務局長

○事務局長(佐藤 学) 平成30年度の売却単価については、1月までの加重平均で申し上げますとトン当たり1万4,000円、有償入札拠出金は同じく1万8,000円程度と見込んでおりまして、次に、独自売却の行き先でござ

いますけれども、国内流通もございますけれども主に東南アジアに輸出されているということで聞いております。

西いぶり広域連合といたしましては、容器包装リサイクル法による国内のリサイクルシステムの安定という、国の基本的な方針につきまして理解はしているというところでございますけれども、一方で関係市町の厳しい財政状況を鑑みますと可能な限り収入を確保するという必要性もあると考えてございます。30年度につきましては容リ協ルートの金額が高い見込みとなつてございますが、今後におきましても収入の推移を慎重に見きわめる中で、容器包装の国内リサイクルの推進と自治体としての収入確保のバランスをとりながら、資源物の処理事務を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(金濱 元一) ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(金濱 元一) ないようですので、以上で議案第2号の質疑を終了いたします。

次に、議案第3号公の施設に係る指定管理者の指定の件について質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(金濱 元一) ないようですので、以上で議案第3号の質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件は委員会付託を省略することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(金濱 元一) 異議なしと認めますので、そのように決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております案件は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(金濱 元一) 異議なしと認めますので、そのように決定いたしました。

○議長(金濱 元一) 次は、日程第4 一般質問を行います。

通告がありますので、発言を許します。

小久保 重孝議員

○12番(小久保 重孝)(登壇) 私は第1回定例会に当たり、さきの通告に従って今回は3点質問させていただきます。

まず1点目は、訴訟をめぐる対応についてであります。

12月13日の判決では、性能保証責任については当西いぶり広域連合側の主張が認められましたが、かかる費用については限度額が当初事業費の10分の1と示され、これまで損害賠償として示してきた金額には届きませんでした。これに対して当広域連合は控訴することといたしました。改めて12月の判決に対する受けとめと控訴についての考え方を伺いをいたします。

2点目は、不適物ごみ混入の問題についてであります。

昨年4月から個別ごみ搬入の受け付け方法が変わり、免許証などの提示と氏名、住所等の記入が必要となりました。この受け付け方法によって不適物ごみの持ち込みがなくなったのかなど、効果をお伺いいたします。

また、今もホームページなどで公表されている鉄の塊やコンプレッサーなど、不適物の混入はどのような経路で持ち込まれ、その不適物は当施設の設備などを壊すなどの実害を与えていないのかお伺いをいたします。

3点目は、火災対策についてであります。

昨年4月のピット内火災は多額の修繕費と市民生活への影響がありました。その後、火災の原因とされるスプレー缶や電池などの取り扱いについて、各自治体担当者による協議が重ねら

れてきました。その結果、2022年を目標にスプレー缶の回収を分別収集することや、これに先駆けて2020年にはモデル事業をスタートさせることが報告をされています。しかしこの案件は、施設運営を脅かす重大な案件であるので早急に分別対応をすべきと考えますが、2019年度から全ての関係自治体で取り組むことはできないのかお伺いをいたします。

また、スプレー缶等販売店の自主回収を促すために、販売店への協力要請はできないのかお伺いいたします。

以上3点よろしくお願ひいたします。

○議長(金濱 元一) 答弁を求めます。

佐藤事務局長

○事務局長(佐藤 学) 初めに、訴訟をめぐる対応についてでございます。

一審判決の受けとめと控訴の考え方でございますけれども、メルトタワーが稼働開始以来、性能保証事項を満たさないことが認められたものの、プラントメーカーが運営会社に支払った16億5,000万余りを性能保証責任の履行であるとして、契約上の責任限度に達したと認定し、プラントメーカーの負担を免じた本件工事請負契約の解釈は契約の文理解釈から明らかな誤認と考えております。控訴審におきましては、本件工事請負契約第45条の性能保証責任と48条の責任限度額の規定について、整合性のある文理解釈により反論してまいる考えでございます。

次に、不適物ごみ混入の問題についてでございます。

初めに、受け付け方法の変更による不適物ごみの削減効果につきましては、平成30年4月から搬入申告書の記載内容の変更や身分証明書の提示を求めるなど、受け付け方法の変更を行いました。平成30年4月～12月の9カ月間では不適物混入確認件数は135件となり、前々年の162件や前年の183件と比

較しますと17%～26%程度減少しているところでございますことから、一定の削減効果は出ているものと考えております。

次に、不適物の混入経路につきましては、受け付け方法の変更は地区住民などの自己搬入者に対して行っておりますが、自己搬入のごみについては受け付け方法の変更に加え、プラントホーム内の作業員にて分別等の確認を行っておりますことから、自己搬入ごみ以外からの混入が起きやすい状況となっております。

また、施設の損害につきましては、不適物による受け入れ停止に至る被害はございませんが、異物混入による破砕機やコンベヤーなどの設備の破損については部品の交換などで対応しているという状況でございます。

次に、火災対策についてでございます。

初めに、2019年度から全ての自治体で取り組むことができないかとの御質問でございますが、別収集、別処理を行うため、まずは広域連合におけるスプレー缶類の処理費用の試算を行い、処理方法を決定することが必要と考えており、この検討を2019年度に行うこととしておりますことから2019年度からの実施は困難と考えております。しかしながら、危険ごみの混入防止をできるだけ早期に行うことは、施設や収集車両の火災対策として非常に重要でありますことから、引き続き関係市町と早期に実現できるよう協議をしまいたいと考えております。

次に、販売店への協力要請についてでございますが、法の裏づけや製造者側での取り組みがない中で販売店への協力要請を行うことは難しいものと推測いたしますので、今後法的な側面や製造者団体の取り組みなどを調査して、実現可能性につきまして検討をしまいたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長(金濱 元一) 小久保 重孝議員

○12番(小久保 重孝) それでは再質問をさせていただきます。

まず、訴訟をめぐる対応についてであります。

今答弁をいただきましたが、整合性のある文理解釈の主張は理解をしておりますが、一審と同じ主張を繰り返すと同じ結果になるのではないかということをちょっと心配をしています。控訴審においては一審と違う主張をどう考えてるのか、お聞かせをいただきたいのであります。

特に12月13日の判決後、議会では総務常任委員会も開かれて、その中でも私も含め複数の議員から控訴ということが本当に正しい選択なのかということの意見もございました。私も今ちょっとそれは思っているところもございます。ただ一審なのでそれはそれで戦っていくべきだという考え方は今持っているんですが、改めて非常に大きな問題なので、やっぱりきょうはこの点についてははっきりとした考え方を聞かせをいただきたいなと思っております。

まず1問目、再質問最初は控訴審における一審と違う主張、どう考えてるのか、まずお聞かせをいただきたいと思えます。

○議長(金濱 元一) 佐藤事務局長

○事務局長(佐藤 学) 一審での主張との違いでございますけれども、一審におきましては性能保証責任に基づく修補費用は、本件工事請負契約45条1項によりプラントメーカーが全ての負担をすべきとの主張を行ってまいりましたが、それが瑕疵修補原則にあるとの考えは変わりませんが、条文の文理解釈としてプラントメーカーがみずからの責任と費用で任意に行った修補費用については広域連合がかぶった損害ではないため、本件工事請負契約の条文と瑕疵修補の原則から、本件工事請負契約第48条の責任限度額規定の適用はないと条文の解釈を深化させて、一審判決への反論として主張しております。

以上でございます。

○議長(金濱 元一) 小久保 重孝議員

○12番(小久保 重孝) 今答弁で請負契約48条の責任限度規定の適用はないということでございます。そのことを訴えて文理解釈での反論ということでございます。ただそれにしても裁判費用がかかります。費用をかけて控訴をしても今回のように責任は認められてもお金はこれ以上請求できないとしたら勝ったとは言えず、結果として市民から先延ばししているのではないかなというような御批判もいただくのではないかなということなんです。それで、改めてこれはこれ以上何度もやりとりしてもらちが明かないというか、まだこれは始まったばかりですからこれ以上議論は求めませんが、ここで本当にこの控訴は正しい選択だったのか、控訴に向けての連合長の覚悟をお伺いしておきたいと思えます。また、それをもって私たちもそれこそ各自治体の市民にも説明をしたいというふうに思っておりますので、それについてお答えをいただきたいと思えます。

○議長(金濱 元一) 青山広域連合長

○広域連合長(青山 剛) 広域連合長の覚悟といったようなお尋ねでございまして、私のほうからお答えをさせていただきたいと思えます。

広域連合といたしましては、全国に先駆けましてメルトタワーを性能発注方式によるDBO事業として実施したことは、その大きな目的として住民負担の軽減があったというふうに理解をしております。現在も全国各地で数多くのDBO事業が行われていることに鑑みますと、その先駆けとしてメルトタワーの事業だというふうに思っております。本来受注者みずからの責任と費用で行うべき契約内容の履行について、受注者の責任を曖昧にしたまま自治体の負担として受け入れるといったようなことはあってはならないことでありまして、しっかりと追及する責務があるというふうに考えてございます。

一審の判決内容におきましては、契約条項の

解釈に明確な誤りがあると考えておりますことから、控訴せずにその議論をしないまま終わらせてしまってはならないものというふうに考えてございます。したがって、今回の控訴理由書におきましては、原判決に誤りがあることについて十分に合理的な反論ができていくというふうに考えてございます。

以上です。

○議長(金濱 元一) 小久保 重孝議員

○12番(小久保 重孝) しっかり戦ってもらいたいなと思っております。また、まずはまだ一審ですから次に向けて、今の文理解釈の中で整合性を持たせて判決をいただくような形で、それを期待しております。たしか2年前に京都市がプラントメーカーと167億円の損害賠償を争って、結果2年前に154億円の負担をメーカー側がするというようなことがございました。10年ぐらい戦っていたようですが、内容は本連合とはちょっと違うんですが、ただ性能保証をめぐるという点では共通をしているわけでありまして、そういう点では改めて企業側の責任は重いことが認識しているか確認されたんだというふうに思っておりますから、そういう点もでございますからぜひ市民に評価される結果に向けて戦ってもらいたいなというふうに思っております。

続いて、不適物の混入の関係です。

こちらでも再質問で、受け付け方法の見直しである程度の削減効果が出ていることはわかりました。ただ依然、不適物の混入がなくなっていないということでありまして、その受け付け方法の見直し以外で現在実施している不適物の混入防止対策というのはどんなことをされているのかお伺いをいたします。

○議長(金濱 元一) 佐藤事務局長

○事務局長(佐藤 学) 受け付け方法の見直し以外の対応でございますけれども、現在は広域連合のホームページや広報紙にて、不適物が

機械の停止や故障の原因となることの周知や啓発を行っております。また、構成市町へは定期的に不適物の混入状況を報告し、収集業者や事業者への指導を依頼しているというところでございます。

また、毎年1回収集運搬車に対して分別の確認調査として、積み込まれているごみの抜き打ち調査を行っております。その状況については構成市町への報告を行い、さらには報道依頼により新聞等で掲載していただいているというところでございます。

以上でございます。

○議長(金濱 元一) 小久保 重孝議員

○12番(小久保 重孝) 抜き打ち調査も効果があればいいんですが、そういうことをやっていっちゃうということですね、わかりました。直接の搬入ごみ以外での混入の可能性が高いということなんですが、今後の不適物の混入を減らすためにはどのように対応をとっていくのかなんです。

今の答弁でもいわゆる抜き打ちで対処していき緊張感を持たせていくということが一つなんですけれども、ただなかなか減らないということがちょっとその驚きなんですよね。あれだけ厳しく個別搬入についてはやっておりますし、パッカー車で来てそのまま投入されてしまったらやっぱりとめるところがないのかなと。そうしますと、当然やっぱり回収をする作業員の方々に委ねているわけでありまして、その時点でわからないはずがないのではないかなとそんなふうに思っております。その辺について不適物を減らすにはどういう対応ができるのか、これもお伺いしておきたいと思いますが、いかがですか。

○議長(金濱 元一) 佐藤事務局長

○事務局長(佐藤 学) 今後の不適物の混入対策ということでございますけれども、不適物の混入経路が直接搬入以外の可能性が高いとい

うことや鉄の塊やコンプレッサーなど、不適物の内容が家庭系ごみだけではなく事業系のごみに関連するものが多いことから、今後は構成市町だけではなく収集業者や事業者に対しての、不適物の混入状況を直接報告していくなどの周知や啓発活動が必要と考えております。また、事業系ごみの収集運搬車に対しての定期的な抜き打ち調査なども抑止効果としては高いと考えておりますので、廃棄物の担当者会議や運営会社と継続的に協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(金濱 元一) 小久保 重孝議員

○12番(小久保 重孝) そうですね、協議していただけるということなんです、先日たしか収集運搬業者向けにじんかいの車の乗車人数について2名以上の乗車をたしか求める徹底通知というのがなされています。これは1人で搬入してくるようなケースが事業者に見られるということでその通知がなされたと聞いていますが、これも不適物の対策の一つというふうに考えていいのでしょうか、それはいかがなんでしょうか。

○議長(金濱 元一) 佐藤事務局長

○事務局長(佐藤 学) 収集運搬車の乗車人数については、以前から家庭系ごみ収集運搬車については全ての収集業者が2名以上の乗車となっております。事業系のごみ運搬車については一部の業者が1名乗車であったことから、プラットフォームの安全確保の観点、または停車する際の誘導のために家庭系、事業系問わず、4月1日から2名以上の乗車で入場していただくように今通知しているという状況でございます。

以上でございます。

○議長(金濱 元一) 小久保 重孝議員

○12番(小久保 重孝) プラットホームの安全確保ということでございますから、必ずし

もその不適物のことということではないということですね。ただ、事業者側の対応が各自自治体で実は違うということもわかりました。今お話のあった2名というのが基本ということで原則ですね。ですから2名乗らなきゃいけないんですよとなつたと思うんですが、本市においては事業者の中ではやっぱり1名体制できたようなところもありました。ですから、改めてこの通知が出たことによってコスト負担を心配するところもございます。そのコスト負担はどう考えるのかということもあるんですが、他の自治体がということ足並みをそろえてという点ではちょっとこれ以上は申し上げられないんですが、ただお話は聞いてると思うので、その辺についての事業者側の負担というもの重いことについてはどうお考えですか。

○議長(金濱 元一) 佐藤事務局長

○事務局長(佐藤 学) 収集業者の負担増加については費用負担は大きくなると思われまことから、現在は大半の事業系の収集業者が以前から2名以上の乗車人数となっていることや、説明会後から2名乗車への対応をいただいた業者もいることから、事業者に負担をかけることとなりますけれども、ここから準備期間を設けた上で対応していただけているというところでございます。事業者に対しては年末から年始にかけて、全事業者に対して御説明を申し上げまして御理解をお願いしたというところでございます。

以上でございます。

○議長(金濱 元一) 小久保 重孝議員

○12番(小久保 重孝) わかりましたが、事業者側でもいずれにしてもその負担はかかるということの中で、そういう思いの中で作業しているというふうにちょっと御理解をいただきたいなと思つてます。

それから、不適物の混入の関係で抜き打ち検査以外で何か先ほども対応のお話があったんで

すが、対策というのがほかにも考えられないかという点はもう少しお答えをいただきたいんですが、いかがですか。

○議長(金濱 元一) 佐藤事務局長

○事務局長(佐藤 学) 抜き打ち検査以外の対策ということでございますけれども、収集業務を实际行っている収集運搬業者に対して直接処理不適合物の混入防止についての説明会を開くなど、指導や啓発を行っていくことも検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(金濱 元一) 小久保 重孝議員

○12番(小久保 重孝) あと他の自治体の事例というのは先ほども答弁の中にあつたのかもしれませんが調査はしているのか、また調査していくのか、いろいろとこれについては調べると全国的にやっぱり問題になっていて、どこも同じようなことになっていました。ですから、ホームページでそれを公開してこんなことがないよというところで啓発をされてるのはよく見かけるんですが、改めてそのほかの自治体の事例もこの際確認をしてもらいたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長(金濱 元一) 佐藤事務局長

○事務局長(佐藤 学) 他の自治体の事例については、道内他都市に搬入申告書や身分証明書の提示などについて照会を行ったところでございます。その回答を参考にしまして、西いぶり広域連合でも計量棟での搬入申告書による搬入物の確認や、身分証明書の提示などを求めることとしております。

以上でございます。

○議長(金濱 元一) 小久保 重孝議員

○12番(小久保 重孝) その結果ということなんですが、改めてこれでもまだ最大でも26%ということでございますから、もう少しいい方法はないかぜひ調べていただきたいなと思います。

あともう1点は個別の持ち込みの受け付け方法ですね、これによって減ったんですが、ただ、実際に個別持ち込みを年末の混んでるときなんかに行きますと、大変な時間がかかるわけがあります。ですから、この方法をやっぱり見直してもいいのではないかという考えです。それを見直せないかということをご検討いただけないかなというふうに思ってます。特に現状ではやっぱりパッカー車のほうで入ってくるケースのほうが多いということがわかりましたので、今受付があつてさらに上で作業員の方が監視をしているような状況ですから、あそこに鉄の塊やコンプレッサーがまじるというのはちょっと考えにくいんですね。ですからそうであればもう少し円滑にできないかという点、いかがでしょうか。

○議長(金濱 元一) 佐藤事務局長

○事務局長(佐藤 学) 個別持ち込みの受け付け方法の円滑化ということでございますけれども、受け付け方法を見直した経緯が、不適合物混入の防止が当初の目的ということでありますことから、その上での受け付け方法の円滑化につきましては今後運営会社と協議してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(金濱 元一) 小久保 重孝議員

○12番(小久保 重孝) 何とか協議しているお答えをちょっと出していただきたいなと思っております。例えばよく利用される方については登録制を設けるとか、会員登録したいなもので受け付けを簡略化させるとか、または料金の精算をキャッシュレス化できないかとかということだと思います。お金のかかることと、かからないことがあると思うんですが、その辺もちょっと御検討いただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長(金濱 元一) 佐藤事務局長

○事務局長(佐藤 学) 自己搬入の持ち込み

の登録化とかキャッシュレス化というところでございますけれども、現状施設が計量棟ということで、そういうところに対応していないという状況を踏まえると、すぐにはなかなか難しいのではないかなということで考えております。

また、新施設ということで考えますとそういうことも検討しながら、いろいろ調査しながら、ほかの事例を考えながら検討していくことが必要かなと思いますので、そういうことを考えながら今後新設についても対応してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長(金濱 元一) 小久保 重孝議員

○12番(小久保 重孝) キャッシュレス化は非常に設備面がかかりますから新施設に向けての検討でいいと思います。ただ、登録制というのはすぐできなくはないなというふうに思っているのですが、新しくなるまでに少し御検討いただきたいなと思っております。

この件では最後です。今回の対策をお聞きをしていろんなことを考えさせられるわけですが、例えば広域連合として環境基本計画とか廃棄物処理計画を持つことによって、事業の執行を円滑にして今回のような異物混入とか火災とか、対応を機動的にするということができないかということの一つの考え方としてあるのかなと。現状では各自治体がそれぞれ廃棄物に関しての処理計画などをもって事に当たってきていて、その先で広域連合があっただごみ処理施設があるわけでありましてけれども、どうしてもやっぱり先ほどのパッカー車のお話でも、収集方法とか分別の関係ですとか各自治体がそれぞれ違うんですよね、その中身が。ですからその辺が微妙に、今広域連合側での運営上も非常に難しいものになっていて、一つその何か方法が見つかったとしてもそれを周知させて行っていくことは結構大変なかなというふうに思っていて、そういうことを考えるとこうしたその上位法を

設けることで対応ができないのかなということが一つ考え方としてあります。それについてはいかがでしょうか。

○議長(金濱 元一) 小泉事務管理者

○事務管理者(小泉 賢一) 広域連合としての環境基本計画あるいは廃棄物処理計画、上位計画を持つことの方針ということでございますが、基本的に一般廃棄物の処理ということに関しましては、各自治体において不適物の分別等を含めまして責任を持つという考え方で行っておりますので、そういった意味では各町にそういった責任があるということ、また町によってやはりそのごみの性質等、その産業構造の違いによって違うということもございますので、そういった意味では各町がそういったような特性に合わせながら責任を持って処理を行うということがやはり大事であるということで考えてございますので、さまざま不適物の混入、御指摘をいただいた中でやはりそれを極力少なくしていくということは、施設を長く安全に保つという意味でも非常に重要とは考えておりますので、そういった意味できょうの御指摘等も踏まえながら、さらにはより効果的で削減できる方法ということでさらに取り組みを進めながら、それは全体の各町でも意思統一を図りながら厳格に進めていければな、ということで考えております。

以上でございます。

○議長(金濱 元一) 小久保 重孝議員

○12番(小久保 重孝) わかりました。事務管理者からお答えをいただきましたのでこれでやめますが、もちろん各自治体の産業構造とごみの種類の違いはそのとおりでありますから、なかなか一つにはならないんだろうなと思っておりますが、ただ当初からやっぱりごみの違い、中身の違いというものは多分運営上は非常に大変なことなんじゃないかなというふうに思っておりますので、新施設に向けてもまだ

まだこれから長い期間の中で、やっぱりこの問題は常に起きてくる話だと思いますので、計画をつくるのがよしとすることではなくて、どうしたら機動的にいろんな事故に対応できるかっていうことをしっかり考えていただきたいなと思っております。よろしくをお願いします。

それから最後、火災対策の関係でございます。今最初に答弁をいただいておりますが、19年からは難しいという答弁でございました。それで火災のリスクはやっぱり高いままとなります。そういう点で広域連合としてどう考えているのかということになるわけでありまして、これも先ほどの不適物と同様に全国をネットで検索をしても皆さんどこも火災で困っているというのが実態でありますから、どこの自治体での問題でもあるわけでありまして、その対応を単にスプレー缶と乾電池の問題ではないわけでありまして、改めてその次の対策がとられるまでの間どうするかということも含めて、火災リスクの低減をどう考えているのかお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長(金濱 元一) 佐藤事務局長

○事務局長(佐藤 学) 火災リスクの低減ですけれども、まず危険なものを混入させないということが優先されます。その方法の一つが別収集、別処理でございますけれども、それ以外にも住民周知の強化や電池回収ボックスの設置などを行うことで危険物の混入の低減を図ることや、施設側での対応として近く粗破砕物搬送コンベヤーに炎検出センサーと監視カメラを2台設置しまして、早期発見による被害の低減等も図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長(金濱 元一) 小久保 重孝議員

○12番(小久保 重孝) そうですね、今お答えをいただきました。総務常任委員会でもお話のあった、いわゆる監視カメラの設置ということで早期発見ということでございます。これ

もたしか5年でなのか320万ぐらいの費用がかかるということでございますから、そんなに安い金額ではないなというふうに思っております。ただまずはやってみて、早期発見することで火災につながらなければいいなと思っておりますので、まずはとにかく取り組みを進めてもらいたいなと思ってます。

それから、これもだから2022年からなのか、できれば早くしてほしいんですが、いわゆるガス缶を穴あけしない回収ということの取り組みも、これもぜひ早目に行っていただきたいと思っております。これは御承知のとおりたしか環境省が2009年かなんかに通知を出して、先日の札幌のいわゆる消臭スプレーのエアゾール缶による爆発事故を受けて、菅官房長官も穴あけをしないということの取り組みとかそういうことを言っておられるようです。ただ、国が言うところの部分是要するに現場である地方のことをよくわかってないんじゃないかというふうには思うんですが、ただ改めてガス缶を穴あけしないというその回収を進めるのには、どのぐらいじゃあハードルが高いのかということなんです。ですから、費用について押さえているのかどうかその辺についての考え、お聞かせをいただきたいと思っております。

○議長(金濱 元一) 佐藤事務局長

○事務局長(佐藤 学) ガス缶などを穴あけせずに回収した場合の処理でございますが、道内の他の自治体の例でいきますと、処理業者に委託するケース、施設の従業員が手で穴あけ処理をし不燃ごみとして処理をするケース、あと専用の処理機械を導入して処理するケースなどがございます。これらの処理にかかる費用としましては処理業者への委託費や手作業を行う人件費、機械のリース費用などがかかると想定されますが、2019年度に試算を行いながら処理方法を決めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長(金濱 元一) 小久保 重孝議員

○12番(小久保 重孝) わかりました。今まだちょっと数字が出てないようですが、ちょっとその試算は早目に調べてお知らせをいただきたいなというふうに思います。当然こういうことも費用がかかるんだなということはわかりました。ただどういう方法が一番ベストというかベターなのかお聞かせをいただきたいなと思ってます。

あと1回目の質問の中で、販売店への協力の関係がなかなか難しいというお話がございました。法的な面ということも答弁でいただいておりますけれども、しかし販売店というよりも、メーカーはたしか岩谷産業さんなんかもやっぱりカセットボンベに関しての取り扱い、そのメーカーに問い合わせをしてくださいというようなことがうたってあります。ですからメーカーの製造責任と、またさらには販売店への周知というものは、事業者側は事業者側でなされるんじゃないかなというふうに思っております。回収するということまでいってるかどうかは別にしても、先ほど申し上げたような事故を受けて、エアゾール缶も含めてやっぱりその辺の対策は、事業者も真剣に受けとめてるんじゃないかなというふうに思うと、この際やっぱり行政側からそういう働きかけをする中で、回収と一緒に考えるということもタイミングとしてはいいのではないかなというふうに思っています。ですから法的なことよりもまずは動いてみるということができないかということですか。それについてはいかがでしょうか。

○議長(金濱 元一) 佐藤事務局長

○事務局長(佐藤 学) 製造者側の対応という状況でございますけれども、今その辺については、いろいろ国の動向とかその製造者の状況っていうのは、情報収集を今後しながら調査研究してまいりたいとは考えてますけれども、そ

ういうことの中から対応ができるかどうかも含めて検討するというか調査していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長(金濱 元一) 小久保 重孝議員

○12番(小久保 重孝) 広域連合でっていうのはなかなか難しいのかもしれませんが。だから、各自治体の担当者会議でもその話をしていただいて、ホームセンターとかコンビニとか各地区でそういったお話を振っていただくということなのかなと、またさらには市民にも参加をいただいてその辺の問題を意識をしていただいて、各自治体で協議をしてもらうということの呼びかけをぜひしてもらいたいと思っております。もう既にその担当者レベルではそういう意識があると思うんですが、ただ議会のそういう声も受けてぜひ行っていただきたいと思っておりますので、その協議、各自治体での協議をお願いしたいのと、あと使い切らずに中身が残ってる場合の取り扱いなんかも、これも全国的に問題になっていますから、これも一緒に検討していただく、さらに先ほどから申し上げてる単純に、いわゆるライターと電池とカセットボンベのスプレー缶ではなくてエアゾール缶ってやつですね、エアゾール協会というのもあってかなり危険だということも周知されているようですが、その辺も含めて広域連合がというよりも、というかその呼びかけを各自治体にされた中で対応を考えていただきたいというふうに思っていますので、その辺について前向きな答弁をいただいて終わりにしたいと思います。いかがですか。

○議長(金濱 元一) 佐藤事務局長

○事務局長(佐藤 学) 今言われた各自治体間の調整ということでございます。こういう廃棄物に関しては廃棄物担当課長会議等々でいろいろな議案というか検討事項を協議してまいりますので、その中の議題の一つとしてそういう

ことも話しながらどういうことができるのか、
また今後の研究課題としていきたいと思いを。

以上でございます。

○議長(金濱 元一) これをもちまして一般
質問を終了いたします。

○議長(金濱 元一) 以上で、今定例会に提
案されました案件の審議は全部終了いたしまし
た。

これをもちまして、平成31年第1回西いぶ
り広域連合議会定例会を閉会いたします。

午後 3時24分 閉会

上記会議の記録に相違ないことを証するため、
ここに署名する。

議 長 金 濱 元 一

署名議員 大 西 智

署名議員 森 太 郎